

尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和元年 10 月 11 日

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市条例第 19 号

尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例
(尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 23 年尼崎市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 2 条第 9 号の 2」を「第 53 条第 3 項第 1 号イ」に、「耐火建築物又は同条第 9 号の 3」を「耐火建築物等又は同号ロ」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に改め、同項ただし書中「第 61 条各号」を「第 67 条第 1 項各号」に改める。

(尼崎市潮江地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市潮江地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 23 年尼崎市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 2 条第 9 号の 2」を「第 53 条第 3 項第 1 号イ」に、「耐火建築物又は同条第 9 号の 3」を「耐火建築物等又は同号ロ」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に改め、同項ただし書中「第 61 条各号」を「第 67 条第 1 項各号」に改める。

(尼崎市浜地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 尼崎市浜地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成23年尼崎市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第2条第9号の2」を「第53条第3項第1号イ」に、「耐火建築物又は同条第9号の3」を「耐火建築物等又は同号ロ」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に改め、同項ただし書中「第61条各号」を「第67条第1項各号」に改める。

（尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第4条 尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成24年尼崎市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第2条第9号の2」を「第53条第3項第1号イ」に、「耐火建築物又は同条第9号の3」を「耐火建築物等又は同号ロ」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に改め、同項ただし書中「第61条各号」を「第67条第1項各号」に改める。

（尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第5条 尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成30年尼崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第2条第9号の2」を「第53条第3項第1号イ」に、「耐火建築物又は同条第9号の3」を「耐火建築物等又は同号ロ」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に改め、同項ただし書中「第61条各号」を「第67条第1項各号」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、令和元年6月25日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区

整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条第1項本文の規定

(2) 第2条の規定による改正後の尼崎市潮江地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条第1項本文の規定

(3) 第3条の規定による改正後の尼崎市浜地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第6条第1項本文の規定

(4) 第4条の規定による改正後の尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条第1項本文の規定

(5) 第5条の規定による改正後の尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条第1項本文の規定

(経過措置)

3 令和元年6月25日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。